

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十一年十二月十五日第四十四号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号						取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号						指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日						指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十七番一 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百七 十一番一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百七十五番地 先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百八十 一番一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百三十五番一 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百三 十七番十一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百三十七番十 一地先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百 三十七番二地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松二十六番地先 から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松二十六番 地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松二十六番地先 から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松二十六番 地先まで						指定の取消しに係る道路の位置
八・五〇 二十・八〇 八・六〇 四十二・〇 五十五・〇 二十七・九〇						指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇 六・〇 六・〇 六・〇 六・〇 六・〇						指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

第一〇二号				取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号				指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日				指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百二十四番地 先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百二十一番地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百二十五番地先まで				指定の取消しに係る道路の位置
三十九・五九 五十・三〇 六十一・五〇				指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇 六・〇 六・〇				指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)